

(仮称) 松本市発達障がい児等の支援に関する条例 骨子 (案)

1 総則

(1) 条例制定の背景

ア 近年、発達障がいの認知度の向上を背景に、診断の有無にかかわらず、特別な教育ニーズを持つ子どもが増加しており、一人ひとりに必要な支援を提供するための教育環境整備は喫緊の課題となっています。また、専門治療の多様化など医学の進歩を背景に、日常的な医療的ケアを必要とする子どもも増加しています。

イ そのいずれも、対象となる子どもやその家族への支援は、医療、保健、保育、福祉、教育、療育、就労等の多分野の関係者及び関係機関の連携・協働が不可欠であり、それは、成長段階に応じた切れ目のないものである必要があります。

ウ これらのニーズに的確に応え、全ての子どもが共に学び、未来を切り開いていく力を育み、安心して自立した生活を送ることのできるインクルーシブな共生社会を実現するため、本条例を制定します。

(2) 目的

発達障がいによる教育ニーズを持つ子どもや医療的ケアを必要とする子ども等（以下「発達障がい児等」という。）及びその保護者に対し、市、関係機関その他発達障がい児等に関わる者が連携・協働して、乳幼児期から就労まで切れ目のない支援を行うことを目的とします。

(3) 用語の定義

ア この条例における「インクルーシブな共生社会」とは、一人ひとりが多様な個性を持つ存在として、障がい、年齢、性別、人種、国籍等によって差別され、又は排除されることのない社会をいうこととします。

イ この条例における「子ども」は、子ども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項の規定と同様、年齢にかかわらず、心身の発達の過程にある者をいうこととします。

2 支援に関する基本理念

(1) 発達障がい児等への偏見を無くすため、あらゆる場面や施策において、正しい知識の普及に努めます。

(2) 発達障がい児等が、支援を受けながら、自立した家庭生活及び社会生活を送ることができるよう、医療、保健、保育、福祉、教育、療育、就労等の関係者及び関係機関と連携を図りながら、成長段階に応じた切れ目のない支援体制を構築します。

(3) 発達障がい児等が、小・中学校等において、その時点での教育ニーズに対し、最も適切で、かつ、連続性のある支援を受けられるよう、多様な学びの場の整備に努めます。

(4) (1)から(3)までに掲げる事項を推進するための人材育成に努めます。

3 支援拠点の設置

発達障がい児等及びその保護者並びにそれらの者に日常的に関わる保育士、教職員、事業所職員等の支援者（以下「支援者」という。）を継続して総合的に支援するための拠点として、（仮称）松本市インクルーシブセンター（以下「センター」という。）を設置します。

4 センターの所掌事項

- (1) 発達障がい児等及びその保護者への相談支援
- (2) 発達障がい児等の把握及び評価・分析並びに支援方針の決定
- (3) 保育所、学校等における発達障がい児等の自立支援
- (4) インクルーシブな教育環境の整備
- (5) 医療機関、療育施設、その他関係機関との連携及び調整
- (6) 支援者及びその他支援に関わる人材の育成
- (7) 支援の実態及び支援後の経過に関する調査
- (8) その他市長が必要と認める事項

5 センターの職員配置

発達障がい児等に対する支援を効果的に実施するため、保健、福祉、医療、教育等に関し専門的な知識を有する職員を配置します。